

第70回 税理士試験 住民税

●はじめに

今回の本試験は、理論についても計算についてもボリュームの多い問題でした。

しかしながら、難易度としては比較的平易であったため、計算についてはできる限りミスなく完答すること。理論については、完答できないまでも、できる限り網羅的に、ポイントを押さえた回答をできたかどうか勝負の分かれ目になると思われま

Z-70-I [第一問] 解答

問1 道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ以下の点について述べなさい。なお、未成年者口座内上場株式等に係る特例について述べる必要はない。

- (1) 納税義務者（道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。）
- (2) 税率
- (3) 徴収方法
- (4) 道府県民税配当割額又は道府県民税株式等譲渡所得割額の個人住民税所得割額からの税額控除

(1)について

1 利子割（法24①五、25の2）**2**

- (1) 利子割の納税義務者は、利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人である。
- (2) 道府県は、非居住者が支払を受ける利子等については、利子割を課することができない。

2 配当割（法24①六、法附則35の2の5）**2**

- (1) 配当割の納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものである。
- (2) 源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割納税義務者は、源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける個人で、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するものである。

3 株式等譲渡所得割（法24①七）**2**

株式等譲渡所得割の納税義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で、当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するものである。

(2)について（法71の6、71の28、71の49、法附則35の2の5）**2**

利子割、配当割、株式等譲渡所得割の税率は、5%である。

(3)について（法71の9、71の10、71の30、71の31、71の50、71の51、法附則35の2の5）**12**

- 1 道府県は、利子割、配当割、株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。
- 2 道府県は、利子割、配当割、株式等譲渡所得割を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合には、それぞれ、次に掲げる者をその道府県の条例で特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。
  - (1) 利子割 … 利子等の支払又はその取扱者で道府県内に営業所等を有するもの
  - (2) 配当割 … 特定配当等の支払を受けるべき日（源泉徴収選択口座内配当等については、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日）現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等（源泉徴収選択口座内配当等）の支払をする者
  - (3) 株式等譲渡所得割  
… 源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等で、納税義務者である個人に対して特定株式等譲渡対価等の支払をするもの

3 利子割、配当割の特別徴収義務者は、利子等又は特定配当等の支払の際、その利子等又は特定配当等について利子割又は配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日（源泉徴収選択口座内配当等については、その徴収の日の属する年の翌年1月10日）までに、その徴収すべき利子割又は配当割に係る納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

なお、特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について納入すべき配当割額を計算する場合には、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の総額から特定口座内保管上場株式等の譲渡損失の金額を控除した残額を特定配当等の額とみなす。

また、源泉徴収選択口座内配当等について徴収した配当割額が納入すべき配当割額を超えるときは、特別徴収義務者は、その超える部分の金額を還付しなければならない。

4 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、その年中に行われた対象譲渡等により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、その特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、その徴収すべき株式等譲渡所得割に係る納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を道府県に納入する義務を負う。

また、対象譲渡等により、源泉徴収口座内通算所得金額が、源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない部分の金額に係る株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(4)について（法37の4、314の9）5

1 道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が、特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について配当割額を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、その配当割額又は株式等譲渡所得割額につき、道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3相当額を、その者の外国税額控除までの税額控除適用後の所得割の額から控除する。

2 上記1により控除されるべき額で、所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、市町村は、その控除することができなかった金額を還付し、又はその納税義務者のその年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

問2 公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収制度に関し、以下の点について述べなさい。

- (1) 対象者及び対象となる給付
- (2) 徴収税額及び徴収方法（特別徴収の対象となる年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合の取扱いについても述べること。）

(1)について

1 対象者（法321の7の2①） 4

前年中に公的年金等の支払を受けた者で、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（「特別徴収対象年金所得者」という。）

但し、次の者は特別徴収の対象とならない。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 老齢等年金給付の年額が18万円未満の者、その市町村の行う介護保険の特別徴収の対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える者
- (4) 上記のほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

2 対象となる給付（法321の7の2①） 2

対象となる給付は老齢等年金給付である。

なお、老齢等年金給付とは、国民年金法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢年金など老齢又は退職を支給事由とする年金をいう。

なお、障害年金や遺族年金は課税されないため特別徴収の対象とならない。

(2)について

1 徴収税額及び徴収方法（法321の7の2①） 4

特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の住民税のうち、前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（均等割額を給与所得に係る所得割額とともに特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下同じ。）の2分の1相当額（100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、100円未満であるときは100円とする。以下「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から特別徴収の方法によって徴収するものとする。

ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得を有する場合（法321の7の2②） 3

特別徴収対象年金所得者について、その者の前年中の所得に給与所得等以外の所得がある場合においては、市町村は、当該給与所得等以外の所得に係る所得割額を、上記1の特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

ただし、住民税の申告書に給与所得等以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 特別徴収開始前の期間に係る住民税額の普通徴収（法321の7の2②） 4

市町村は、特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の住民税のうち、前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、普通徴収の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収するものとする。

4 特別徴収義務者（法321の7の4①） 1

市町村は、特別徴収の方法によって年金所得に係る特別徴収税額を徴収しようとする場合には、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者としてこれを徴収させなければならない。

5 特別徴収税額の通知等 (法321の7の5①②)

(1) 通知 ①

上記4の場合には、市町村は、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、支払回数割特別徴収税額その他一定の事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては普通徴収に係る各納期限のうち最初の納期限の10日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の7月31日までに通知しなければならない。

(2) 支払回数割特別徴収税額 ①

支払回数割特別徴収税額とは、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払回数で除して得た額とする。

6 特別徴収義務 (法321の7の6) ①

年金保険者は、上記5(1)の通知を受けた場合には、その通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

7 年金所得に係る仮特別徴収税額等 (法321の7の8) ④

市町村は、前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその年の9月30日までの間に支払われる場合には、その支払の際、当該年度の前年度分の個人の住民税のうち、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1相当額(100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、100円未満であるときは100円とする。以下「年金所得に係る仮特別徴収税額」という。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

なお、上記により特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、上記1の「の2分の1相当額」とあるのは、「から年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、上記3の規定は適用しない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

第一問の配点は50点としておりますが、問1及び問2の配点の内訳は不明であるため、問1、問2とも25点として配点を付しています。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第一問は、問1、問2共に基本理論ではありますが、ボリューム非常に多く時間内にすべてを解答するのは難しかったと思われます。

解答量が非常に多かったことから、各柱について、どこまでを解答すべきであるかの判断が求められる問題でした。

そのため、模範解答としてはある程度広範囲に解答しております。

限られた時間の中で、柱の範囲を取捨選択しながら解答を作成する必要があったため、得点を伸ばすのは中々難しかったのではないかと思います。

その上で、第一問の合格ラインは、32~35点と予想されます。

Z-70-I [第二問] 解答

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和2年度分として 納付すべき税額の合計額	令和2年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	321,200	128,000	193,200	2
甲の妻	72,500	28,500	44,000	2
甲の長女	△6,250	△2,500	△3,750	2
甲の長女の夫	586,100	233,900	352,200	2
甲の父	211,000	83,900	127,100	2
甲の母	2,828,200	1,130,800	1,697,400	2

氏名	令和元(平成31)年中に特別徴収された税額 ※令和元(平成31)年の所得に係る税額に限る。	令和元(平成31)年中に特別徴収された税額 ※令和元(平成31)年の所得に係る税額に限る。		
		県民税	市民税	
甲	307,000	122,800	184,200	2
甲の妻	0	0	0	
甲の長女	7,150	7,150	0	2
甲の長女の夫	0	0	0	
甲の父	0	0	0	
甲の母	0	0	0	

○計算過程

甲	
<b>I 各種所得の金額</b>	
給与所得	5,865,000 ※ $7,850,000 - 1,985,000 = 5,865,000$ ※ $7,850,000 \times 10\% + 1,200,000 = 1,985,000$
退職所得	0 分離課税に係る所得割が課税されるため所得割課税除外 (1) 16,240,000 ※ (2) $8,000,000 + 700,000 \times (23年 - 20年) = 10,100,000$ ※H8.12.20~R元.7.4 → 23年(1年未満切上) (3) $\{(1) - (2)\} \times 1/2 = 3,070,000$ $3,070,000 \times \begin{cases} 4\% = 122,800 \text{ (県)} \\ 6\% = 184,200 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>II 課税標準額</b>	
総所得金額	5,865,000 $5,865,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$

### Ⅲ 所得控除

社会保険料控除	1,077,000	
生命保険料控除	2 65,000	(1) 旧一般 $27,500 + (50,000 - 40,000) \times 1/4 = 30,000$ (2) 旧個人年金 $72,000 > 70,000 \quad \therefore 35,000$ (3) (1)+(2)=65,000
地震保険料控除	2 24,500	(1) 旧長期 $5,000 + (11,000 - 5,000) \times 1/2 = 8,000$ (2) 地震 $33,000 \times 1/2 = 16,500$ (3) (1)+(2)=24,500 $\leq 25,000 \quad \therefore 24,500$
配偶者特別控除	2 210,000	(1) $1,460,000 - 650,000 = 810,000$ (2) $275,000 - 55,000 = 220,000$ (3) (1)+(2)=1,030,000 $5,865,000 \leq 9,000,000$  ※ $380,000 - 170,000 = 210,000$ ※ $1,030,000 - 830,001 = 199,999 \rightarrow 170,000$
基礎控除	330,000	
合計	1,706,500	

### Ⅳ 課税所得金額

課税総所得金額	4,158,000	$5,865,000 - 1,706,500 = 4,158,500 \rightarrow 4,158,000$
---------	-----------	---

### Ⅴ 所得割額

X 県民税	126,519	1. 算出所得割額
Y 市民税	189,779	$4,158,000 \times \begin{cases} 4\% = 166,320 \text{ (県)} \\ 6\% = 249,480 \text{ (市)} \end{cases}$
		2. 調整控除額 (人的控除の差額を含む 2 )
		$4,158,000 > 2,000,000$ $50,000 - (4,158,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$ $50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$
		3. 寄附金税額控除額
		(1) $74,000 + 25,000 = 99,000 < 5,865,000 \times 30\% \quad \therefore 99,000$ $(99,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 3,880 \text{ (県)} \\ 6\% = 5,820 \text{ (市)} \end{cases}$
		※
		(2) $(99,000 - 2,000) \times 69.58\% = 67,492.6$ ※ $4,158,000 - 50,000 = 4,108,000 \quad \therefore 69.58\%$
		①イ $67,492.6 \times 2/5 = 26,997.04$ □ $(166,320 - 1,000) \times 20\% = 33,064$ ハ イ < □ $\therefore 26,997.04$
		②イ $67,492.6 \times 3/5 = 40,495.56$ □ $(249,480 - 1,500) \times 20\% = 49,596$ ハ イ < □ $\therefore 40,495.56$

	$(3) (1)+(2) = \begin{cases} 30,878 \text{ (円未満切上)} \\ 46,316 \text{ (円未満切上)} \end{cases} \Big] \boxed{2}$ $(4) \textcircled{1} 26,997.04 \times 20.42/69.58 = 7,923 \text{ (円未満切上)}$ $\textcircled{2} 40,495.56 \times 20.42/69.58 = 11,885 \text{ (円未満切上)} \Big] \boxed{2}$ $(5) (3)+(4) = \begin{cases} 38,801 \\ 58,201 \end{cases}$ $4. 1 - 2 - 3 = \begin{cases} 126,519 \text{ (県)} \\ 189,779 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>VI 均等割額</b>	
X 県民税	1,500
Y 市民税	3,500
<b>VII 納付税額</b>	
X 県民税	128,000
Y 市民税	193,200
	$V + VI = \begin{cases} 128,019 \rightarrow 128,000 \text{ (県)} \\ 193,279 \rightarrow 193,200 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>甲の妻</b>	
<b>I 課税標準</b>	
総所得金額	1,030,000
	$1,030,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$
<b>II 課税所得金額</b>	
課税総所得金額	700,000
	$1,030,000 - 330,000 = 700,000$
<b>III 所得割額</b>	
X 県民税	27,000
Y 市民税	40,500
	$1. \text{ 算出所得割額}$ $700,000 \times \begin{cases} 4\% = 28,000 \text{ (県)} \\ 6\% = 42,000 \text{ (市)} \end{cases}$ $2. \text{ 調整控除}$ $700,000 \leq 2,000,000$ $50,000 < 700,000 \quad \therefore 50,000$ $50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$ $3. 1 - 2 = \begin{cases} 27,000 \text{ (県)} \\ 40,500 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>IV 均等割額</b>	
X 県民税	1,500
Y 市民税	3,500
<b>V 納付税額</b>	
X 県民税	28,500
Y 市民税	44,000
	$III + IV = \begin{cases} 28,500 \text{ (県)} \\ 44,000 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>甲の長女</b>	
<b>I 各種所得の金額</b>	
利子所得	0
(申告分離)	26,000
	$\text{定期預金の利子は、利子割課税のため所得割課税除外}$ $18,000 \times 5\% = 900 \text{ (利子割額)}$ $\text{特定公社債の利子}$ $26,000 \times 5\% = 1,300 \text{ (配当割額)}$

配当所得			
(総合課税)	41,000		
(申告分離)	99,000	$32,000 + 67,000 = 99,000$	
			$32,000 \times 5\% + 67,000 \times 5\% = 4,950$ (配当割額)
<b>II 課税標準</b>			
総所得金額	41,000		
上場株式等に係る 配当所得等の金額	125,000	$26,000 + 99,000 = 125,000$	
合計	166,000	$166,000 \leq 350,000$	$\therefore$ 所得割非課税
		$166,000 \leq 350,000$	$\therefore$ 均等割非課税
<b>III 納付税額</b>			
X 県民税	$\Delta 2,500$	$(1,300 + 4,950) \times \begin{cases} 2/5 = 2,500 \text{ (県)} \\ 3/5 = 3,750 \text{ (市)} \end{cases}$	
Y 市民税	$\Delta 3,750$		
甲の長女の夫			
<b>I 各種所得の金額</b>			
事業所得	7,562,000	$9,340,000 - 1,778,000 = 7,562,000$	
譲渡所得			
(総合短期)	$\boxed{2}$ 140,000	(1) 譲渡損益	
(総合長期)	2,890,000	① 総短(書画)	
		$830,000 - (180,000 + 10,000) = 640,000$	
		② 総長	
		イ 骨董品	
		$2,265,000 - (530,000 + 20,000) = 1,715,000$	
		ロ 絵画	
		$1,210,000 - (30,000 + 5,000) = 1,175,000$	
		* 取得費を $1,210,000 \times 5\% = 60,500$ とする別解が考えられる	
		ハ イ+ロ=2,890,000	
		(2) 特別控除	
		$640,000 - 500,000 = 140,000$	
<b>II 課税標準額</b>			
総所得金額	9,147,000	$7,562,000 + 140,000 + 2,890,000 \times 1/2 = 9,147,000$	
		$9,147,000 > 350,000 \times (2 + 1) + 320,000$	$\therefore$ 所得割課税
<b>III 所得控除</b>			
社会保険料控除	1,262,000		
小規模企業共済等掛金控除	610,000		
生命保険料控除	$\boxed{2}$ 28,000	(1) 旧一般	
		$15,000 + (23,000 - 15,000) \times 1/2 = 19,000$	
		(2) 新一般	
		$22,000 + (51,000 - 32,000) \times 1/4 = 26,750$	
		(3) (1)+(2)=45,750 > 28,000 $\therefore$ 28,000	
障害者控除	$\boxed{2}$ 530,000	子(同居特別障害者)	
配偶者控除	$\boxed{2}$ 220,000	$166,000 \leq 380,000$ $9,147,000 \leq 10,000,000$	$\therefore$ 控除対象配偶者
		$9,000,000 < 9,147,000 \leq 9,500,000$	$\therefore$ 220,000
扶養控除	330,000	子	
基礎控除	330,000		
合計	3,310,000		



<b>IV 課税所得金額</b>		
課税総所得金額	5,837,000	$9,147,000 - 3,310,000 = 5,837,000$
<b>V 所得割額</b>		
X 県民税	232,480	1. 算出所得割額 $5,837,000 \times \begin{cases} 4\% = 233,480 \text{ (県)} \\ 6\% = 350,220 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市民税	348,720	
		2. 調整控除 (人的控除の差額を含む $\boxed{2}$ ) $5,837,000 > 2,000,000$ $50,000 + 220,000 + 40,000 + 50,000 - (5,837,000 - 2,000,000)$ $< 50,000 \quad \therefore 50,000$
		$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$
		3. $1 - 2 = \begin{cases} 232,480 \text{ (県)} \\ 348,720 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>VI 均等割額</b>		
X 県民税	1,500	
Y 市民税	3,500	
<b>VII 納付税額</b>		
X 県民税	233,900	$V + VI = \begin{cases} 233,980 \rightarrow 233,900 \text{ (県)} \\ 352,220 \rightarrow 352,200 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市民税	352,200	
甲の父		
<b>I 各種所得の金額</b>		
雑所得	$\boxed{2}$ 2,220,000	$\begin{matrix} ※ \\ 3,460,000 - 1,240,000 = 2,220,000 \\ ※ \quad 500,000 + (3,460,000 - 500,000) \times 25\% = 1,240,000 \end{matrix}$
山林所得	$\boxed{2}$ 580,000	$\begin{matrix} ※ \\ 4,840,000 - 3,760,000 - 500,000 = 580,000 \\ ※ \quad (4,840,000 - 2,680,000) \times 50\% + 2,680,000 = 3,760,000 \end{matrix}$
<b>II 課税標準額</b>		
総所得金額	2,220,000	
山林所得金額	580,000	$2,800,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 320,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$
合計	2,800,000	
<b>III 所得控除</b>		
扶養控除	$\boxed{2}$ 380,000	弟
基礎控除	330,000	
合計	710,000	
<b>IV 課税所得金額</b>		
課税総所得金額	1,510,000	$2,220,000 - 710,000 = 1,510,000$
課税山林所得金額	580,000	
合計	2,090,000	

<b>V 所得割額</b>			
X 県民税	82,400	1. 算出所得割額	
Y 市民税	123,600		$2,090,000 \times \begin{cases} 4\% = 83,600 \text{ (県)} \\ 6\% = 125,400 \text{ (市)} \end{cases}$
		2. 調整控除	
			$2,090,000 > 2,000,000$
			$50,000 + 100,000 - (2,090,000 - 2,000,000) = 60,000 > 50,000$
			∴ 60,000
			$60,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,200 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,800 \text{ (市)} \end{cases} \text{ [2]}$
		3. 1 - 2 =	$\begin{cases} 82,400 \text{ (県)} \\ 123,600 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>VI 均等割額</b>			
X 県民税	1,500		
Y 市民税	3,500		
<b>VII 納付税額</b>			
X 県民税	83,900	V + VI =	$\begin{cases} 83,900 \text{ (県)} \\ 127,100 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市民税	127,100		
甲の母			
<b>I 各種所得</b>			
譲渡所得		(1) 分短	
(分離短期)	25,400,000	① d 土地	
(分離長期)	31,340,000		$35,000,000 - (21,000,000 + 300,000) = 13,700,000$
		② f 土地	
			$22,000,000 - (9,500,000 + 800,000) = 11,700,000$
		③ ① + ② =	25,400,000
		(2) 分長 (e 土地)	
			$47,000,000 - (15,000,000 + 660,000) = 31,340,000$
<b>II 課税標準</b>			
短期譲渡所得の金額	25,400,000		
長期譲渡所得の金額	31,340,000	56,740,000 > 350,000	∴ 所得割課税
合計	56,740,000		
<b>III 課税所得金額</b>			
課税短期譲渡所得金額	25,070,000	$25,400,000 - 330,000 = 25,070,000$	
課税長期譲渡所得金額	11,340,000	$31,340,000 - 20,000,000 = 11,340,000$	[2]
<b>IV 所得割額</b>			
X 県民税	1,129,320	1. 算出所得割額	
Y 市民税	1,693,980	(1) 課短	
			$25,070,000 \times \begin{cases} 3.6\% = 902,520 \text{ (県)} \\ 5.4\% = 1,353,780 \text{ (市)} \end{cases}$
		(2) 課長 (税率 [2])	
			$11,340,000 \times \begin{cases} 2\% = 226,800 \text{ (県)} \\ 3\% = 340,200 \text{ (市)} \end{cases}$

			(3) (1)+(2)=	$\begin{cases} 1,129,320 \text{ (県)} \\ 1,693,980 \text{ (市)} \end{cases}$
			2. 調整控除額	合計課税所得金額がないため適用なし
			3. 1 - 2 =	$\begin{cases} 1,129,320 \text{ (県)} \\ 1,693,980 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>VI 均等割額</b>				
	X 県民税			1,500
	Y 市民税			3,500
<b>VII 納付税額</b>				
	X 県民税	1,130,800	V + VI =	$\begin{cases} 1,130,820 \rightarrow 1,130,800 \text{ (県)} \\ 1,697,480 \rightarrow 1,697,400 \text{ (市)} \end{cases}$
	Y 市民税	1,697,400		

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

第二問は、ボリュームは多いものの、難易度は平易であったため、合格ラインは比較的高いと思われます。  
別解が考えられる部分もありましたので、その部分も考慮したうえで第二問の合格ラインは、36~40点と予想されます。

●おわりに

合格ラインは、第一問が32点前後、第二問が36点前後、合計68点前後と考えられます。  
合格確実ラインは、第一問が35点前後、第二問が40点前後、合計75点前後と考えられます。